

世田谷区公契約適正化委員会（第3回）次第

平成31年2月6日（水）午前10時

場所：区役所第1庁舎5階 庁議室

開会

- 1．平成31年度の労働報酬下限額について(報告) 資料1
- 2．実態調査の結果について(報告)
 - (1) 建築工事 資料2 - 1、2 - 2、2 - 3
 - (2) 土木工事 資料3 - 1、3 - 2、3 - 3
- 3．平成31年度の実態調査の進め方について（口頭報告）
- 4．公契約適正化委員会の検討項目について 資料4
- 5．その他

閉会

資料 1

平成30年12月18日
財務部 経理課

世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額の改定について

1 主旨

平成30年8月31日付で提出された2019(平成31)年度労働報酬下限額に関する意見書を踏まえ、世田谷区公契約条例に基づく公契約の労働報酬下限額を以下のとおりとする。

2 労働報酬下限額(時間額)

対象	現行	意見書	改定
(1) 予定価格 3千万円以上の 工事請負契約	国土交通省定義の51職種技能 労働者のうち熟練労働者 公共 工事設計労務単価の85% 見習い・手元等の未熟練労働者、 年金等受給による賃金調整労働 者 公共工事設計労務単価の軽 作業員比70% 上記に該当しない労働者 1,020円	、 : 現行と同じ : 1,070円	、 : 現行と同じ : 1,070円
(2) 予定価格 2千万円以上の 工事請負契約以 外の契約 (委託等)	1,020円	1,070円	<u>1,070円</u>

3 適用

平成31年4月1日以降に契約する案件から適用

4 今後のスケジュール(予定)

平成30年12月下旬	告示(今回の改定に基づく告示)
平成31年 2月	告示(公共工事設計労務単価の変更にに基づく告示)
4月	新労働報酬下限額適用開始

資料4

平成31年2月6日

公契約適正化委員会 検討項目

職種別の労働報酬下限額について（委託契約等）

公契約条例の実効性の担保について（実態調査の充実等）

公契約条例の制度主旨と内容の周知徹底（事業者及び労働者向け）

公契約の適正な履行と質の確保について（適正な経費の見積り等）

事業者の経営環境の改善について（法定福利費の考え方等）

労働環境の整備について

担い手の確保・育成への対応

建設キャリアアップシステムへの対応

働き方改革の推進への対応

外国人労働者の増加を見据えた対応

一部資料については
他の機関作成等の理由により
非公開とする。